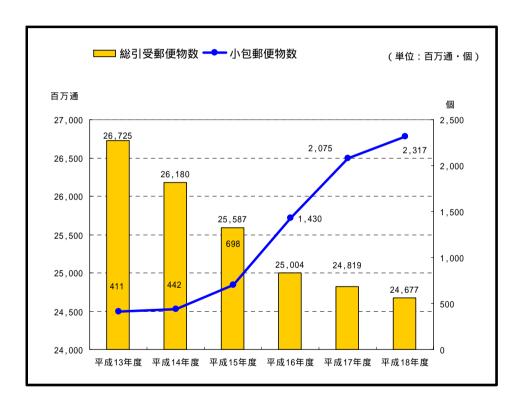
規制改革会議ヒアリング資料

郵便事業の現状について

平成19年9月5日 総務省郵政行政局

郵便事業の現状

1 郵便物数の推移



2 郵便の種類別収支(平成18年度)

(単位:億円)

種類別		営業収益	営業費用	営業利益
通常郵便物		14,246	13,987	259
	第一種 (封書等)	7,764	7,097	667
	第二種 (はがき等)	4,236	3,996	240
	第三種 (定期刊行物)	237	443	206
	第四種 (点字等)	11	29	18
	特殊取扱	1,998	2,422	424
小包郵便物		3,239	3,221	18
国際郵便		817	728	89
計		18,302	17,935	366

(注)郵便法(郵政民営化前)に基づく郵便の業務を対象としている。

郵便事業に関する主な法令上の仕組み(民営化後)

郵便法

郵便事業の運営、郵便の利用及び取扱いに関する基本的な事項を規定

郵便窓口業務の委託等に関する法律

郵便局株式会社への郵便窓口業務(郵便物の引受け、交付等)の委託等に関して必要な事項 を規定

郵便物運送委託法

郵便物の取集、運送及び配達を運送業者等に委託する場合に必要な事項を規定

郵便法施行規則、国際郵便規則

郵便法の委任を受け及び郵便法を実施するための細目的な事項を規定

郵便約款

郵便の役務に関する提供条件について記載 (郵便事業株式会社と利用者との間の契約関係 を規定)

郵便業務管理規程

郵便の業務の実施要領について記載(国が郵便事業株式会社に遵守させるべきものを規定。 民営化前は「業務方法書」。)

【注】上記のほか、郵便事業株式会社の業務等について規定した郵便事業株式会社法及び同法施行規則等がある。また、国際郵便については、万国郵便条約及び その施行規則等を郵便法により国内へ適用。

郵便制度の概要(民営化後)

(1)郵便とは

- ・郵便とは、郵便法に基づき郵便事業株式会社が行う信書及びその他の一定の物(大きさ等の制限の範囲 内の物)の送達の業務。
- ・郵便事業は、郵便事業株式会社の独占(ただし、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく 許可を受けた信書便事業者は、信書の送達が可能)。

(2)サービス内容

サービス提供の原則

あまねく公平

ユニバーサルサービス

なるべく安い料金

検閲の禁止、秘密の確保等

基本サービス

内国郵便

- ・第一種郵便物(封書等)
- 料金は事前届出制
- ・第三種郵便物(定期刊行物)

・第二種郵便物(はがき等)

料金は認可制 ・第四種郵便物(盲人用点字等)

大きさ等の制限あり

国際郵便

(通常、小包、EMS)

選本チーピスに付加価値を伴う特殊取扱 <u>書留、引受時刻証</u>明、配達証明、内容証明、

内容証明及び特別送達については郵便認証司による認証を待う。

(3)サービス水準

集配頻度

引受け ・ポスト

週7日 週5日~7日

ポストは各市町村内及び特別区内に満遍なく設置 郵便窓口業務は原則として郵便局株式会社に委託

配達 週6日 1日1回(原則)

谏度

国内全域 原則として翌日~翌々日

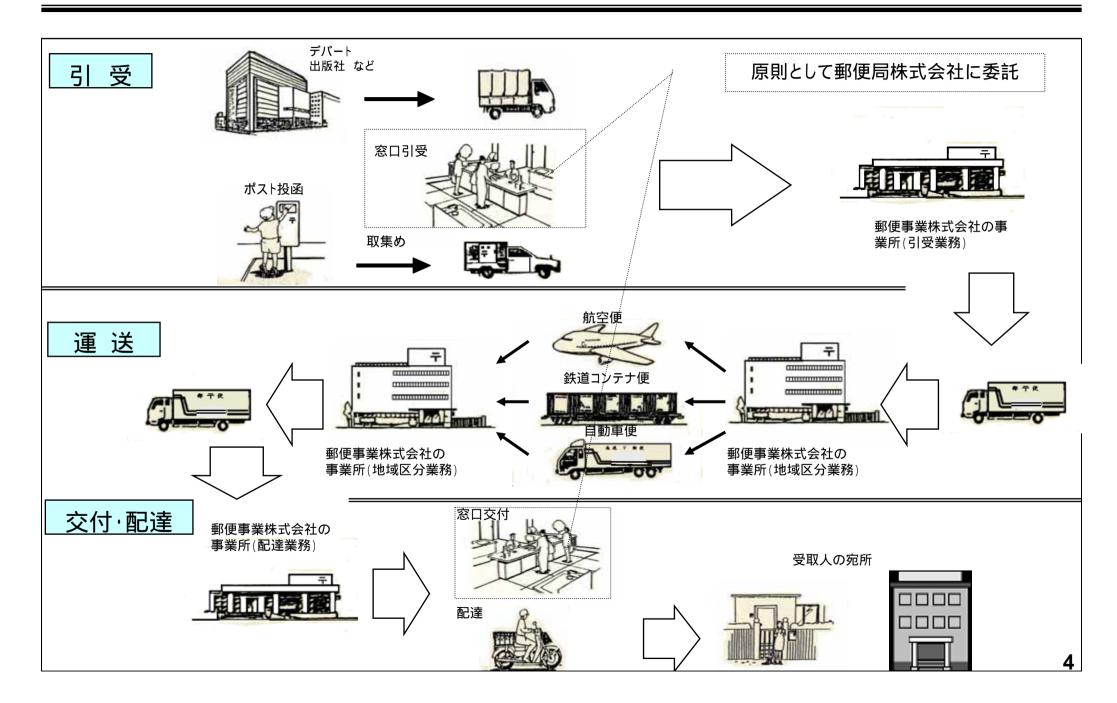
配達地域

原則として全国あまねく戸別配達

料金

内国郵便については原則として全国均一

郵便物の流れ(民営化後)

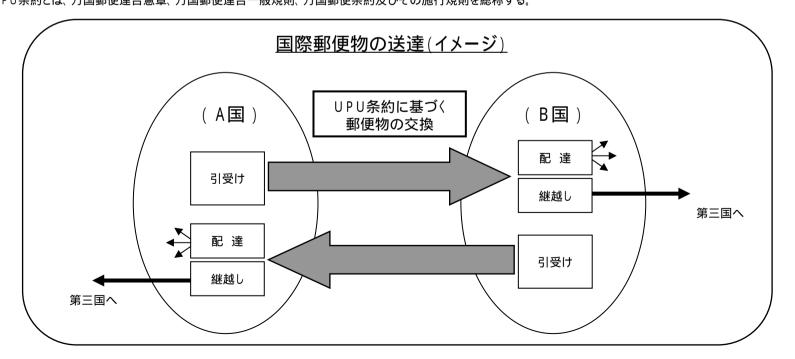


国際郵便について

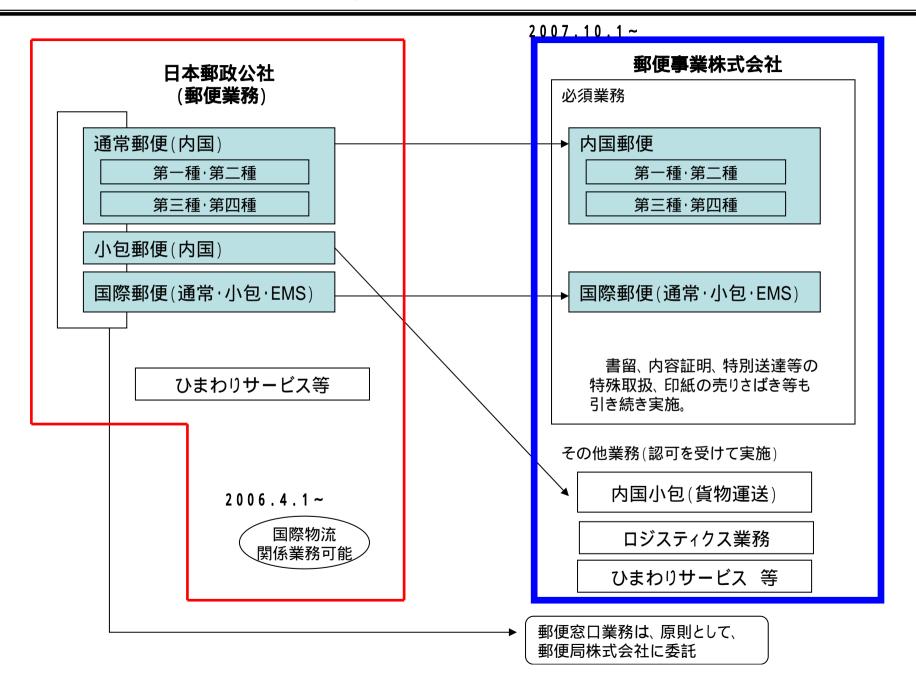
国際郵便とは

- 国際郵便は、万国郵便連合(UPU)条約()に基づき、国際間で交換。 UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することにより、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供。
- UPU条約において加盟国が郵便のユニバーサルサービスを確保すること、及びその範囲について各国判断にゆだねることを規定。

UPUは、郵便業務の効率的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という目的の達成に貢献するために、1874年(明治7年)に設立された国連の専門機関(加盟:191ヵ国・地域)。我が国は1877年(明治10年)に加盟。 UPU条約とは、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及びその施行規則を総称する。



民営化に伴う郵便事業運営形態の変化



【参考】郵政民営化のプロセス

